

姫路市自治基本条例 制定基本方針(概要)

1 自治基本条例とは

- ・自治基本条例は、自治の基本理念や行政運営の基本原則等を定め、自治体の最高規範として位置付けられるものです。
- ・自治基本条例が制定されると、市の他の条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定・策定し、運用されることとなります。

2 条例制定の背景

- ・ 地方分権の進展
- ・ 参画と協働の必要性

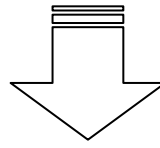
3 本市の現状

【これまでの取り組み】

- ・「姫路市市民活動・協働推進指針」等に基づく主体的な市民参画と協働の推進
- ・積極的な情報公開等による市民参画と協働を支える信頼の確立



- ・総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」を平成 21 年度からスタート〔基本理念「共生のまちづくり」〕
- ・市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現に向けた気運の高まり



今後、地方分権のさらなる進展が見込まれる中で、自己決定と自己責任の原則の下、総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」に掲げる「市民共治」の実現を図り、市民と行政のパートナーシップによる「共生のまちづくり」を一層進めるため、姫路の自治の在り方を再定義し、市政運営の基本的な考え方を明らかにする「**姫路市自治基本条例**」の制定に向けて取り組みます。

4 条例制定の目的と効果

- ① 市民と行政が自治の基本理念等を共有 ⇒ 「市民共治」の観点から市政を推進する力の強化
- ② 市民の自治意識の醸成 ⇒ 市民参画や行政との協働、市民活動の促進
- ③ 市職員の意識向上 ⇒ 市民の視点に立った行政サービスの向上

5 条例制定の体制・進め方

【市民意見の聴取】

- ・公募市民や各界各層の委員で構成する検討組織（懇話会）の設置
- ・タウンミーティングの開催
- ・パブリック・コメント手続（市民意見提出手続）の実施

【条例案の周知】

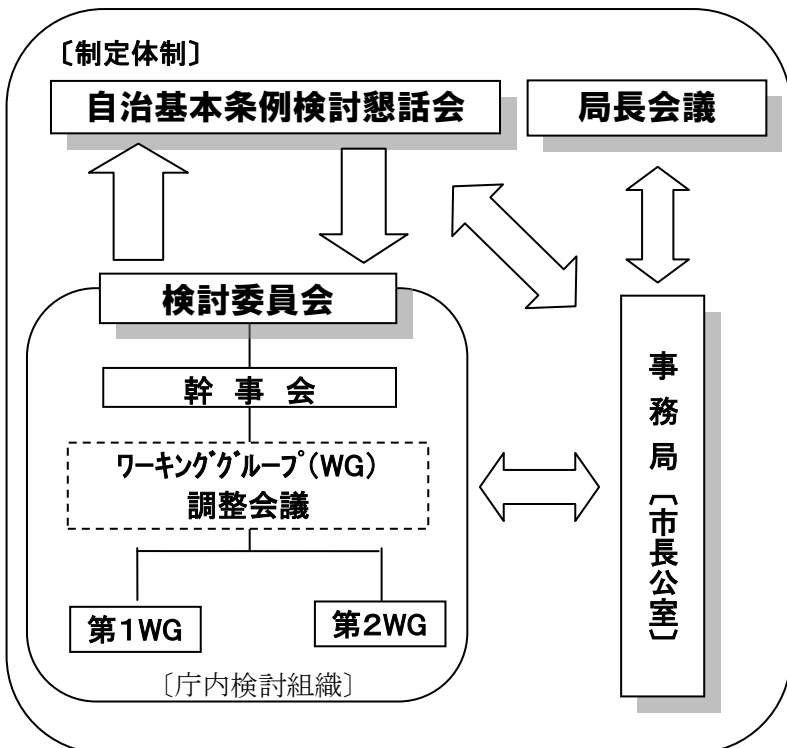
- ・職員に対する制度研修会の開催
- ・市民への積極的な広報活動の展開

6 検討スケジュール

平成 23 年 7 月から委員会や懇話会による検討を始め、平成 24 年度末までに議会の議決を経て制定し、平成 25 年 4 月から施行することを目標とします。

【主なスケジュール】

年度	内容
平成 23 年度	・条例制定基本方針の策定 ・委員会と懇話会の設置、検討開始 ・タウンミーティングと市民講座の開催 など
平成 24 年度	・懇話会の中間報告 ・タウンミーティングと市民講座の開催 ・パブリック・コメント手続の実施 ・懇話会の最終報告 ・職員研修会の開催 ・議案提出と議決 など
平成 25 年度	・条例の施行（予定） ・市民フォーラムの開催 など



7 条例の構成要素

まちづくりの主体や行政運営の基本原則、住民自治の仕組み等について検討を行います。
(例) 市民・市議会・執行機関の役割や責務、説明責任、参画と協働 など

8 実効性の確保

自治基本条例の実効性を確保するため、運用の評価と見直しを行うための仕組みについても併せて検討します。